

平成 14 年 9 月 27 日

企業会計基準委員会 御中

公認会計士 佐藤 真良

実務対応報告公開草案第 5 号「デット・エクイティ・
スワップの実行時における債権者側の会計処理に関する
実務上の取扱い(案)」（以下、「報告」）に対するコメント

報告に対して以下のコメントを申し上げます。

1. 報告では、貸付金等債権を現物出資した場合、当該債権は混同により消滅し、金融資産の消滅の認識要件が充足され貸付金等債権の消滅を認識し、取得する株式は新資産として認識するとしている（報告 2.(1)(2)）。

しかし、債権が消滅するのはそれが他の資産と交換されたからではないか。そして、受け入れる資産が交換提供債権とは異種の金融資産なので、当該受入資産に十分な市場性があれば、市場価格に基づく価額により当該資産が測定されるのではないか。なお、この場合も後述 3 の理由により、利益の認識はなされるべきではないと考える。

次に、取得する資産が市場性のない株式である場合には、一種の代替資産の取得であり、交換提供債権の帳簿価額を取得価額とするのが妥当ではないか。この場合の帳簿価額とは、適切に債権の減損処理がなされた後の帳簿価額を意味する。

2. 上記 1 の考え方はさておき、報告のように、金融資産の消滅の認識という考え方によった場合でも、市場価格のない株式の場合の「合理的に算定された価額」の算定について若干の追加的指針が必要と考える。

とくに、合理的に算定された価額とは、デット・エクイティ・スワップを行う前の財政状態（ことに 1 株当たり純資産額など）を基に判定するのか、デット・エクイティ・スワップを行った後の財政状態を基に行うのか言及すべきである。報告では、デット・エクイティ・スワップ実行による効果を考慮するように見受けられるが（報告 2.(3)）市場価格のある株式の場合との整合性等から、デット・エクイティ・スワップ実施以前の財政状態と考えるべきではないか。

また、合理的に算定した価額による取得株式の計上により、デット・エクイティ・スワップ実行による利益を計上するような処理を禁止することを明らかにすべきであろう（後述 3 参照）。

3. 報告が、「デット・エクイティ・スワップの実行時における債権者側の会計処理」というタイトルの実務対応報告である以上、デット・エクイティ・スワップ対象債権がその債権者の当該債務者に対する全債権の一部である場合の残った債権の評価についても基本的な考え方を示すべきである。たとえば、全貸付金の半分についてデット・エクイティ・スワップの対象とすることにより、その結果として債務者の財政状態が著しく改善すると判断して、残った半分の債権に係る貸倒引当金の戻入を行って利益を計上してもよいのか。

報告は、債務者が財務的に困難な場合のデット・エクイティ・スワップの会計処理を対象としており、そこでは、債権者は一定の「譲歩」を行っているはずであり、その譲歩を損失として認識すべきことを基本にしていると考えられる（報告 2.(2)）。そうである以上、デット・エクイティ・スワップ実行により債権者側が利益を認識するような会計処理は原則として禁止されるべきであり、そのような内容の基準文言となるべきと考える。報告 2.(3)の最終パラグラフは表現があいまいであり、はっきりと利益の認識を禁止する表現にすべきと考える。

以 上